

ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成実施要領

公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が、定款第4条第2項の規定に基づいて実施する、ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等に対する助成事業については、公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考規程（以下「選考規程」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第1条 この助成事業は、ラグビーワールドカップ2019に係る大会開催会場への観客輸送等の輸送計画に基づく事業に対し助成を行うことにより、当該大会の円滑な開催を図り、大会の成功に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「大会開催会場への観客輸送等の輸送計画に基づく事業」とは、当該大会の各開催地域の地方自治体等において策定された輸送計画等に基づき実施する事業であって、ラグビーナンバープレート利活用協議会（当該大会の各開催地域の地方自治体、地方運輸局、ラグビー協会等が構成員となり設置された協議会）において同意された次に掲げる事業をいう。

一 主要駅や空港等から大会開催会場までのシャトルバス運行事業

二 パーク&ライドの整備事業

三 大会開催会場への交通案内に関する広報事業

四 その他、大会開催会場への観客輸送力の増強等に資するものとして、公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考委員会規程に基づく助成対象者選考委員会（以下「委員会」という。）が認める事業

2 この実施要領において「助成対象事業」とは、前項各号に掲げる事業とし、助成対象事業の実施期間については、別に定める。

3 この要領において「助成対象事業者」とは、助成金の交付を受けようとする団体で、第1項各号に掲げる事業を実施する者とする（以下「事業者」という。）。

（助成対象経費等）

第3条 財団は、事業者に対し、当該事業者が実施する助成対象事業に必要な経費（以下「助成対象経費」という。）に充てるものとして、助成金を交付するものとする。この場合において、助成対象経費は別表によるものとし、助成金の額は助成対象事

業に充てることができる予算額の範囲内で定めるものとする。

- 2 財団は、前項の助成対象事業に充てることができる予算額、申請期間等の募集要項を毎年度、別に定めるものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする事業者は、様式第1によるラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に添付資料を添えて、別に定める日までに財団に申請しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 財団は、前条第1項のうち、助成対象事業の申請を受け付けたときは、委員会による助成金の交付の適否の交付決定（以下「交付決定」という。）を経て、様式第2によるラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により当該事業者に通知するものとする。この場合において、委員会が適正な交付を行うために必要があると認め、交付申請に係る事項につき修正や条件を付して交付決定したときは、その内容を通知するものとする。

(不服の申立及び申請の取下げ)

第6条 助成金の交付決定を受けた事業者は、当該通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服がある場合、あるいは助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、財団が交付決定通知書に指定した期日までにその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

(助成対象事業の変更等の承認申請)

第7条 助成金の交付決定を受けた事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3によるラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象

事業の変更等承認申請書に添付資料を添えて財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 助成対象事業を中止又は完遂する見込みがなくなったとき。
 - 二 助成対象事業の内容を変更するとき。
- 2 財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じて、委員会に意見を求めた上、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すものとする。

(状況報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた事業者は、助成対象事業の遂行及び支出状況について財団の要求があった場合は、速やかに様式第4によるラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業状況報告書に添付資料を添えて財団に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた事業者は、助成対象事業を完遂した日若しくは完遂する見込みがなくなったとして承認を受けた日から30日以内に、様式第5によるラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添付資料を添えて財団に報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告に当たっては、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 第1項の実績報告の期限について、財団の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 第1項の実績報告書による報告をした場合には、選考規程第9条の事業報告書を提出したものとみなす。

(額の確定及び通知等)

第10条 財団は、前条第1項の実績報告を受け付けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第6によるラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成金の額の確定通知書により当該事業者へ通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると認め、実績報告に係る事項につき修正や条件を付して額を確定したときは、

その内容を通知するものとする。

- 2 前項の助成金の額の確定方法は、別表に定めるところによる。
- 3 財団は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第11条 第9条第2項のただし書による助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額していない額の確定通知を受けた事業者において、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第7による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(以下「報告書」という。)に添付資料を添えて速やかに財団に報告しなければならない。

- 2 財団は、前項の報告を受け付けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「助成金」とあるのは、「消費税等仕入控除税額の全部又は一部」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 財団は、第7条第1項第1号の助成対象事業の中止等の申請があった場合及び次の各号の一に該当するときは、委員会に意見を求めた上、第5条の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

一 助成事業を実施せず、実施する意思が認められないとき。

二 提出した書類に虚偽があったとき。

三 助成金を目的以外に消費したとき。

四 第3条第2項に定める助成対象事業に充てることができる予算額が変更となったとき。

五 その他適正と認められないものとして財団の理事会が認めたとき。

- 2 財団は、前項の取消しをした場合において、その取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 財団は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納

付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第10条第4項の規定は、第2項の場合について準用する。

(助成金の支払)

第13条 財団は、第10条の交付すべき助成金の額を確定した後、全額又は必要により分割した額の助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認める場合は、助成金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

2 額の確定の通知を受けた事業者が、前項の助成金の支払を受けようとするときは、様式第8によるラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成金支払請求書を提出して財団に請求しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第14条 助成金の交付を受けた事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完遂後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を別に定める財産処分制限期間を経過する日までの間に処分する場合には、事前にその旨を財団に書面にて通知し、承認を得なければならない。

3 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を財団に納付しなければならない。

(帳簿の保管義務)

第15条 助成金の交付を受けた事業者は、助成対象事業に関する収支を明らかにした帳簿等を備え、助成対象事業完遂後5年間保存しなければならない。

(監査)

第16条 財団は、助成金の交付後に助成対象事業に係る資金支出、会計処理、施設等の確認等の監査が行えるものとし、事業者はこれに協力しなければならない。

第17条 この実施要領に定めのないものについては、別に定めるところによる。

附 則

この実施要領は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この実施要領は、平成31年3月26日から施行する。

(交付申請に関する経過措置)

第2条 この実施要領の施行前に第4条の規定に基づく交付申請が行われたものについては、施行後の募集要項に基づき申請されたものとみなす。

別表

助成対象経費等

助成対象事業	助成対象経費(※)	助成金の額	助成金の額の 確定方法
1. 主要駅や空港等から大会開催会場までのシャトルバス運行事業	①シャトルバスの運行費（運転手等の人件費、車両借料費、燃料費等） ②シャトルバス専用停留所の設置費（停留所設置場所借料費、停留所作成費等） ③交通案内板等の設置費（案内板作成費、案内板設置費等） 等	予算額の範囲内において、助成対象者選考委員会により大会開催地域毎に定めた額	助成対象事業に要した助成対象経費の実績額と、これに対応する助成金交付決定額（変更したときは、変更後の額）とのいずれか低い額
2. パーク＆ライドの整備事業	①駐車場の整備費（駐車場借料費、誘導員等の人件費、案内板作成費、案内板設置費等） ②駐車場から大会開催会場までのシャトルバスの運行事業費（1. と同じ） 等	〃	〃
3. 大会開催会場への交通案内に関する広報事業	①交通手段等の案内に関する広報費（チラシ等の作成費、印刷費、配布費等） ②大会開催会場や主要駅等の施設内における交通案内費（案内板作成費、案内板設置費等） 等	〃	〃
4. その他、大会開催会場への観客輸送力の増強等に資するものとして、助成対象選考委員会が認める事業	①大会開催会場への観客輸送力の増強等に資する事業を実施するために必要な経費	〃	〃

※助成対象事業者が助成対象事業を実施するに当たり、当該事業の利用者等から利用料等を收受する場合には、助成対象事業における助成対象経費から当該利用料等を控除するものとする。

様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地
名 称
代表者役職・氏名 印

ラグビーワールドカップ 2019 輸送力増強事業等助成金交付申請書

ラグビーワールドカップ 2019 輸送力増強事業等助成金の交付を受けたいので、ラグビーワールドカップ 2019 輸送力増強事業等助成実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

様式第1 別紙1

助成対象事業者名 _____

助成対象事業の概要

(単位：円)

助成対象事業	事業の着手及び 完了予定日	助成対象経費		助成金交付申請額
		経費内訳	金額	
	着手予定日	① 費 (算出式等)	円	円
	完了予定日	② 費 (算出式等)	円	
	着手予定日	① 費 (算出式等)	円	円
	完了予定日	② 費 (算出式等)	円	
合計			円	円

(注) 消費税等仕入控除を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。減額して申請しない場合にはその旨を明記すること。

$$\text{消費税等仕入控除前の助成対象経費（総額）} - \text{消費税等仕入控除税額（総額）} = \text{助成対象経費}$$

- (添付資料)
- (1) ラグビーナンバープレート利活用協議会の同意が得られていることがわかる資料
 - (2) 助成対象事業が明記された輸送計画の内容がわかる資料
 - (3) 助成対象経費の算出の根拠となる資料（契約書（写）、請書（写）、見積書（写）等）
 - (4) 会社概要及び業務内容がわかる資料（地方自治体の場合は除く）
 - (5) その他助成金の交付に関して参考となる資料

様式第 1 別紙 2

助成対象事業者名 _____

助成対象経費 財源内訳 (予定)

(単位：円)

財 源 調 達 先	調 達 金 額
財 団 (助成金交付申請額を記入)	円
都 道 府 県 補 助 (具 体 名)	円
市 町 村 補 助 (具 体 名)	円
そ の 他 補 助 (具 体 名) (注 2) 利用料金収受額	円
自 己 財 源	円
助成対象経費合計	円

(注 1) 財団以外からの補助金額が助成金交付申請時において未定の場合は、申請額もしくは申請予定額を記入すること。

(注 2) 利用者からの利用料金を収受する場合について、収受 (予定) 総額をその他補助欄に記入すること。

様式第2（第5条関係）

日デ財発第 号
平成 年 月 日

助成対象事業者 殿

公益財団法人日本デザインナンバー財団
理事長 印

ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のありましたラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成金につきましては、ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成実施要領第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 助成金交付決定額

助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

2. 助成金交付決定に当たっての条件

- (注1) 助成金の額の確定は、実施要領第9条の規定による実績報告書（様式第5）に基づき確定します。
- (注2) 助成対象事業の変更等（変更・中止）が生じた場合は、実施要領第7条第1項の規定による変更等承認申請書（様式第3）を提出してください。
- (注3) この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合、あるいは助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、実施要領第6条の規定による不服の申立あるいは交付申請の取り下げを平成 年 月 日までに提出してください。

様式第3（第7条第1項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地
名 称
代表者役職・氏名 印

ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業の変更等承認申請書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありましたラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業について、その内容を変更等したいので、ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成実施要領第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更等する助成対象事業
2. 変更等後の助成対象事業の内容
(様式第1別紙1及び2の写しに変更等の内容を記入して添付すること)
3. 変更等する理由
4. 変更等後の助成対象事業に関する資料(変更後の契約書等)

様式第4（第8条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地
名 称
代表者役職・氏名 印

ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業状況報告書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありましたラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業について、その実施状況等に関して、ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成実施要領第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成対象事業の遂行状況

2. 助成対象事業の支出状況

（注）本報告に関する資料等がある場合は、添付すること。

様式第5（第9条第1項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地

名称

代表者役職・氏名

印

ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業実績報告書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありましたラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業について、その事業が完遂したので、ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成実施要領第9条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

様式第5 別紙1

助成対象事業者名 _____

助成対象事業の実績

(単位：円)

助成対象事業	事業の着手 及び完了日	助成対象経費		助成金交付決定額
		経費内訳	金額	
	着手日	① 費 (算出式等)	円	円
	完了日	② 費 (算出式等)	円	
	着手日	① 費 (算出式等)	円	円
	完了日	② 費 (算出式等)	円	
合 計			円	円

(注) 消費税等仕入控除を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。減額して報告しない場合にはその旨を明記すること。

$$\text{消費税等仕入控除前の助成対象経費（総額）} - \text{消費税等仕入控除税額（総額）} = \text{助成対象経費}$$

- (添付資料)
- (1) 助成対象経費の算出の根拠となる資料（契約書（写）、請書（写）、請求書（写）、領収書（写）等）
 - (2) 助成対象事業の実施状況が分かる写真
 - (3) 助成対象経費の収支が記載された助成対象事業者の収支決算書（ただし、実績報告時に収支決算書が未確定等の理由で添付できない場合には、確定した段階で速やかに提出すること。）
 - (4) その他助成金の交付に関して参考となる資料

様式第5 別紙2

助成対象事業者名 _____

助成対象経費 財源内訳（実績）

（単位：円）

財源調達先	調達金額
財 団 (助成金交付決定額を記入)	円
都道府県補助 (具 体 名)	円
市町村補助 (具 体 名)	円
その他補助 (具 体 名)	円
自 己 財 源	円
助成対象経費合計	円

(注) 財団以外からの補助金額が助成金実績報告時において未定の場合は、申請額もしくは申請予定額を記入すること。その場合において、確定した段階で本別紙2を再度提出すること。

様式第6（第10条第1項関係）

日デ財発第 号
平成 年 月 日

助成対象事業者 殿

公益財団法人日本デザインナンバー財団
理事長 印

ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のありましたラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成金につきましては、ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成実施要領第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

助成金の額 金 円

（注）実績報告時に、助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額していない場合は、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した段階で、実施要領第11条第1項に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出してください。

様式第7（第11条第1項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地
名 称
代表者役職・氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け日デ財第 号をもって助成金の額の確定通知のありましたラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成対象事業について、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、ラグビーワールドカップ2019輸送力増強事業等助成実施要領第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1. 助成金の額（実施要領第10条第1項による額の確定額） | 金 | 円 |
| 2. 助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3. 2.のうち仕入控除税額の対象にならなかった額 | 金 | 円 |
| 4. 助成金返還相当額（2.の額から3.の額を差し引いたもの） | 金 | 円 |

（注1）本報告に関する資料（確定申告書等）等を添付すること。

（注2）助成金返還相当額が生じた場合には、実施要領第11条第2項の規定に基づき、その金額の返還を命ずる。

様式第 8 (第 13 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成対象事業者 所在地

名称

代表者役職・氏名

印

ラグビーワールドカップ 2019 輸送力増強事業等助成金支払請求書

平成 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の額の確定通知がありましたラグビーワールドカップ 2019 輸送力増強事業等助成金について、ラグビーワールドカップ 2019 輸送力増強事業等助成実施要領第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり助成金の支払いを請求します。

記

1. 請求額 金 円
2. 受取人 ㊦㊧㊨
(口座名義人) 住所
㊦㊧㊨
氏名
3. 振込先金融機関及び支店名
4. 預金種別
5. 口座番号

(注 1) 実施要領第 13 条第 1 項の規定による概算払いの場合は、表題の「支払」を「概算払」、文中「額の確定」を「交付決定」に変更すること。

(注 2) 上記 2. の受取人の住所及び氏名には、上段にか㊦㊧㊨で㊦㊧㊨を付けること。